

宝塚市と宝塚大学との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚大学（以下「乙」という。）は、相互に連携・協働して、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により、SDGsの取組等地域の諸課題に迅速かつ適切に対応することにより、地域の活力を高め、宝塚市域の持続的な成長及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- (1) 地域創生・地域貢献に資する取組に関すること。
- (2) 研究成果等を生かした連携の推進に関すること。
- (3) 宝塚ウェルネスアカデミーにおける地域連携に関すること。
- (4) 健康医療分野での地域連携に関すること。
- (5) 観光・インバウンドでの地域連携に関すること。
- (6) メディア・芸術における地域連携に関すること。
- (7) SDGsの推進に資する取組に関すること。
- (8) 前7号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組方法、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 ただし、甲は、乙に対して宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第8条の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲及び乙が協議し、当該事項を変更することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）8月22日

甲

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

乙

大阪市北区芝田1丁目13番16号

宝塚大学

学長

山崎 晴恵

米川 美樹